特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護の決定及び実施等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県知事

公表日

令和5年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務							
①事務の名称	生活保護の決定及び実施等に関する事務							
	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務							
②事務の概要	・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況把握に用いる。 (1)要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 生活に困窮する外国人に係る上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する条例(平成二十七年岡山県条例第四十九号))(以下「県条例」という)により、法律の規定に準じて行う。							
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端 末、医療保険者等向け中間サーバー等							
2. 特定個人情報ファイル:	名							
生活保護情報ファイル								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番15 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 県条例第3条第1項、第2項、第3項							
4. 情報提供ネットワークシ								
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定							

番号法第19条第8~9号 【情報提供ができる根拠規定】 別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3、4号 別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条1, 2, 3, 4, 5号 別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7、9、10号 別表第二の54の項 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条 ②法令上の根拠 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条1、2、3、4、5号 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号 別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第59条の2 1、2、3、4号 別表第二の120の項 内閣府総務省令第7号第59条の3 1、2号 【情報照会ができる根拠規定】 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条 県条例別表第二の3の2、別表第三の2の2 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 岡山県子ども・福祉部障害福祉課 ②所属長の役職名 障害福祉課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 岡山県総務部総務学事課 請求先 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 12:086-226-7214

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 瓦:086-226-7344

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1	,000人未満(任意身	€施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			5年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価 施機関に		重点項目	目評価書又は全	3) 基礎項目評価	5書及ひ 5書及ひ	
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ŧネットワークシス ⁻	テムを達	値じた入手を 関	≩<。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	の委託				Γ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移	辰(委託ヤ	ウ情報提供ネットワー	ークシスラ	テムを通じた提供		Ι]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムと	との接続		[]接	続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[〕内部監査	[]	外部監	<u></u> 査
9. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	ている

Felizanis 4 (F) III	1間連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 2所 属長	課長 鈴木 健二	課長 竹田 人士	事後	人事異動
ę2 II	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	※116の項、120の項に係る主務省令は未 制定です。	内間府総務省令第7号第59条の2 1、2、 3、4号 内間府総務省令第7号第59条の3 1、2号	事後	主務省令の制定
e a n	ILさい信判断項目 1. 対 象人数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
BARR II	ILさい値判断項目 2.取 扱名数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事僚	時点修正
\$4.F(III	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所 関長	課長 竹田 人士	課長 片山 圭子	事後	人事異数
184821 H	ILeい値判断項目 1. 対 象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
044,831 II	ILeい値判断項目 2.取 扱者数 I関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 2所	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	**	時点修正
1845311	実現の技能を	課長 片山坐子	牌客福祉課長	事後	様式改正
- BARRIER	正しきい値判断項目 1. 対 象人数 正しきい値判断項目 2. 取	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
- BASSAII	Tしきい値判断項目 2.取 扱者数 取りスク対策 TI きい値割断項目 1 分	平成30年3月31日 時点 -	平成31年4月1日 時点 ※各項目内容を記載	事後 事後	時点修正 様式改正
2年4月7日 2年4月7日	象人数 11년(1/恒刊新項目 1. 对 象人数	1,000人以上1万人未高 平成31年4月1日 時点	1,000人未濟(任意実施) 令和2年4月1日 時点	事後	時点修正 時点修正
1964月7日 1964月2日	10世の他刊助項目 2. 取 扱名数 10世の地刊助項目 1. 対	平成31年4月1日 時点 令和2年4月1日 時点	全和2年4月1日 時点 全和3年4月1日 時点	事後	時点修正 時点修正
мдэй	東京、場所を表現 2 方 ・ 日本 ・ 日本	報告を担当し、日本会 「「「「」」「「」」「」」「「」」「」」「」」「」 「「」」「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」 「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」	STEMPART BASE ***********************************	事後	商品等正 商品等正 商号法改正汇件为等正
etse#19	ILきい値判断項目 1. 対	号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7 最第63年1 2 3年 令和3年4月1日 時点	号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7 最第63名1 2 3基 令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
ивед на	象人数 11世代 植刊助項目 2.取 扱者数 11世代 植刊助項目 1.対 2.1数	中部3年4月1日 時点 全和3年4月1日 時点	常和4年4月1日 時点 常和5年4月1日 時点	事後	時点修正
1054F(1)	ICさい値判断項目 2.取	令和4年4月1日 時点	全和5年4月1日 時点	事後	時点修正 時点修正
184F1B	扱者数 1 関連情報 5. 評価実施機 間における担当部署 (1部 1 関連情報 8. 特定個人情 服ファイルの取扱いに関する	関山県保健福祉部隊害福祉課 関山県保健福祉部隊害福祉課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4- 6 私:086-226-7344	回山県子ども・福祉部隊書福祉隊 回山県子ども・福祉部隊書福祉隊 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4- 6 2:088-226-7344	事後	経線改正(部名変更) 経線改正(部名変更)
181154	成立通報 1号之間人情報 クブイルを取扱分享券 ② 予用の相関	を通信を受けている。 の意味を見ないませんであります。 は、現在してする情報の表記とは実施を は、現在してする情報の表記とは実施を は、現在してする情報の表記とは実施を は、現在してする情報の表記とは実施を は、現在してする情報の表記とは実施を は、現在してもまました。 は、まました。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、ままた。 は、また。 は	● 本の他の・プローラスを のので見るであった。 では、日本の中の人の人の のので見るであった。 では、日本の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	事前	悪趣技動のオンライン資格 機能の導入に持ち修正
Э	関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体統合 宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、間体統合 見名システム、レセプト管理システム、統合専 用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	*#	医療状動のオンライン資格 確認の導入に伴う修正
38 9 48	関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の模奏	書号法第19条第8号	書号法第19条第8~9号	事前	医療扶助のオンライン資格 確認の導入に伴う修正
Ben Ben	取りスク対策 4特定個人情 報ファイルの取扱いの委託 取りスク対策 4特定領人情 報ファイルの取扱いの委託	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	[]委託しない [十分である]	*# *#	医療扶助のオンライン資格 確認の導入に伴う修正 医療扶助のオンライン資格 確認の達3に伴う終正
Acres .	東京村等 (特定の人情報 ファイルを取扱う事前 2 単名の種質	・ 対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		事後	地震心虚人人计力地区 外国人生活使提致自利用礼 用类能
DARTH	:関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	書号法第0条第1項 別表第一 項書15 書号法第3条第一の主務省令で定める事務を 定める命令第15条	書号注第9条第1項 別表第一 項書15 書号注別表第一の主柄省令で定める事務を 定める命令第15条 商条例第3条第1項、第2項、第3項	**	外国人生活保護独自利用等 務実施
-148/1788	原連情報 4情報提供さか フープンステムにお情報 で 2.4.5.2.0 情報	THE COLOR OF THE C	第33条 別表第二の64の項 内限所総括省令第7号 第35条 第35条。2070の項 内限所総括省令第7号 第30条 第36条。2087の項 内限所総括省令第7号 第44条1、2.3、4.5号 第47条2、3.4、5.6、7.8、9.10、11号 別表第二の9409項 内限附続指令第7号 第47条2、3.4、5.6、7.8、9.10、11号 別表第二の9409項 内限的投稿省令第7号	事後	州瓜人生活使建独 自利用礼 商英施
NO.	原産機能 特分配人情報 ファイルを取扱う事務 ② 単品の程度	のの企業・のの企業・利用の経済を持ち、 を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	議院による概念情報の以及要に関する事。 「無の命法と対象に対する原理 ・研究自然的音の実施の事態の受異、要 を対するのが、対象を対象を対象を対象を を対象を対象を対象を を対象をのを担いまする原理、の事態を を対象をのを担いまする原理、の事態に係る の事態を対象を対象を対象を は、できる原理を は、対象をのであると思います。 は、対象を は、が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	事後	進学準備給付金の支給